

今治市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書

今治市長（以下「甲」という。）、今治警察署長（以下「乙」という。）及び伯方警察署長（以下「丙」という。）は、今治市所有の土地又は建物（以下「市有地等」という。）の売払いに当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の排除に関して必要な措置（以下「排除措置」という。）を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、市有地等の売払いの適正な実施の確保を図ることを目的として次の条項により合意する。

（排除措置）

第1条 甲は、売り払った市有地等が暴力団の利用に供されることとならないよう、暴力団の排除措置を講じるものとし、乙及び丙（以下「乙等」という。）は甲の求めに応じ、情報の提供その他の必要な協力をするものとする。

（排除措置対象者）

第2条 甲は、市有地等の売払いの一般競争入札等（以下「入札等」という。）における参加者が、次のいずれかに該当するもの（以下「排除措置対象者」という。）とならないようにするものとする。

- （1） 暴力団
- （2） 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （3） 法人にあつては、その役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- （4） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしているもの
- （5） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- （6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- （7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
- （8） 財産を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- （9） 前各号に掲げるものの依頼を受けて入札等に参加しようとするもの

（売払対象財産に関する通知）

第3条 甲は、入札等により市有地等を売払おうとするときは、その公告後速やかに、乙等に当該売払いの手順、日程、対象財産等の情報を通知するものとする。

(照会)

第4条 甲は、市有地等の買受けを希望する者が排除措置対象者でないことを、乙等に対し様式第1号により補充資料（個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書及び役員等の住民票の写し）を付して照会するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、照会を行わないものとする。

- (1) 買受け希望する者が、証券取引所に株式を上場している法人及び証券会社の店頭取引をしている法人
- (2) 買受け希望する者が、過去1年間において、乙等へ照会したもので排除措置対象者に該当しなかったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、買受け希望する者が、甲において排除措置対象者に該当しないと判断するもの

(回答及び暴力団の排除)

第5条 乙等は、前条の規定により照会を受けたときは、排除措置対象者に該当するかどうかを、様式第2号により、売払いの日程に則して可能な限り早い時期に甲に対し、回答するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙等から排除措置対象者である旨の回答があったものについて、入札等への参加を拒否するものとする。
- 3 甲は、前項に規定する措置を行った場合は、乙等に対し、様式第3号により通知するものとする。

(売払い後の連絡調整)

第6条 甲は、売り払った市有地等が、その後の転売等により暴力団の事務所その他これに類する用途に使用されているおそれがあると認めるときは、乙等に対し、当該市有地等が当該用途に使用されているか否かについて、様式第4号により照会をすることができる。

- 2 乙等は、前項の規定により照会を受けたときは、甲に対し、様式第5号により速やかに回答するものとする。

(支援及び協力体制)

第7条 甲及び乙等は、市有地等の売払いの相手方から暴力団等を排除するため、排除措置対象者に係る事実の調査及び把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。

- 2 甲は、この合意書に基づく事務を行うに際し、暴力団等からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を乙等に対して行うことができる。
- 3 乙等は、甲がこの合意書に基づく排除措置をとるに際し、又は排除措置をとった後、当該排除措置の相手方となる者からの妨害等が予想されるとき、又は妨害、不服申し立て等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものとする。

(介入行為があったときの措置)

第8条 甲は、市有地等の売払いの相手方又は相手方になろうとする者から暴力団等による不当要求その他土地等の売払いへの介入行為があった旨の申出があったときは、警察へ届け出る旨を市有地等の売払いの相手方又は相手方になろうとする者に対して指導するとともに、乙等に指導を行った旨を通知するものと

する。

(情報の適正管理)

第9条 甲及び乙等は、この合意書に基づいて相手方から得た情報をこの合意書に規定する目的以外に利用することを禁止するとともに、外部への漏えいの防止その他情報の管理に万全を期するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、丙との間で、その都度協議の上決定するものとする。